

設計変更ガイドライン策定の背景

(1) 土木請負工事の特性

○土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。



○当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その**前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。**

(2) 発注者・受注者の留意事項

発注者は
設計積算にあたっては、従来通り土木工事特記仕様書に施工条件を明示するよう努めること。



受注者は
工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、**発注者と「協議」を進めることが重要**である。

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件(自然条件を含む。)の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。

(3) 設計変更の現状



～次のような業界からの意見がみられる～

<設計成果>

○設計と現場があっていない。現場に即した設計としてほしい。

<発注時の条件整備>

○関係機関との協議が整ってから発注してほしい。

<条件明示>

○施工上影響がある条件については条件明示をしてほしい。
○施工条件を明示し、施工条件に変更が生じたら適切な設計変更をしてほしい。

<照査の範囲外>

○照査の範囲を超える設計変更の業務に対して対価を支払ってほしい。

<設計変更>

○設計変更に伴う増加費用として、一体性のある工事であれば、20%を超える増加費用の変更を認めてほしい。

<一時中止>

○工事中止時の増加費用を適切に見込んでほしい。

○設計変更: 契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示すること
○契約変更: 契約内容に変更の必要が生じた場合、当該受注者との間において、既に締結されている契約内容を変更すること

(4) 適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

また、変更見込金額が請負代金額の20%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。(但し、当該設計変更の内容において、変更見込金額が請負代金額の20%を超えるものであるときは、あらかじめ、契約課長(上下水道部)にあっては総務課長とする。)の承認を受けるものとする。)

『設計変更に伴う契約変更の取扱い要領』(H22.4.1策定)

(5) ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

(6) 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ

契約の一事項として扱うこととし、特記仕様書へその旨記載する。

■工事打合簿(指示)等への概算金額の記載方法

設計変更を行う為、契約変更に先だって指示を行う場合は、その内容に伴う概算金額について、受発注者間で確認(事前協議)のうえ、工事打合簿(指示)に増減の概算金額を記載する。

ここで記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合があります、そのような場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

【発注者から指示の場合】

1. 発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面(工事打合簿(指示)等)にて指示を行う。
2. 工事打合簿(指示)には、受発注者間の確認(事前協議)に基づく変更内容の概算金額を記載する。
3. 概算金額については、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料などを参考に記載することも可とする。また、記載した概算金額の出典や算出条件等について明示する。
4. 概算金額は、10万円単位を基本(10万円以下の場合は1万円単位)とする。

【受発注者間の協議により変更する工事打合簿(指示)の場合】

1. 受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面(工事打合簿(指示)等)にて指示を行う。
2. 工事打合簿(指示)には、変更内容による変更見込み概算金額を記載する。
3. 概算金額の明示にあたっては、協議時点で受注者から見積書の提出があった場合に、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積書の額を工事打合簿(指示)に記載する。受注者から見積書の提出がない場合は、受発注者間の確認に基づく概算金額を記載する。
4. 概算金額は、10万円単位を基本(10万円以下の場合は1万円単位)とする。

設計変更の可否一覧

○設計変更が可能なケース

(1) 設計図書に誤り又は脱漏がある場合の手続き

変更事例

冬期間におけるコンクリート構造物の施工にあたり、練炭等の保温養生が計上漏れしていたことから、保温養生を計上した。

受注者

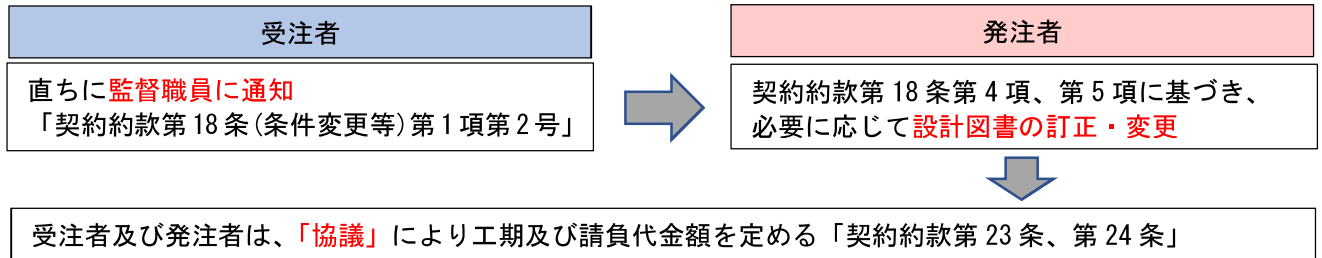


コンクリートの品質に影響があるので、保温養生を計上してほしい。



発注者

保温養生の計上が漏れていたため、計上します。



(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

変更事例

土質柱状図及び支持地盤となる岩盤線は明示されているが、地下水位の表示が不明確であったため、資料を確認し明示した。

受注者

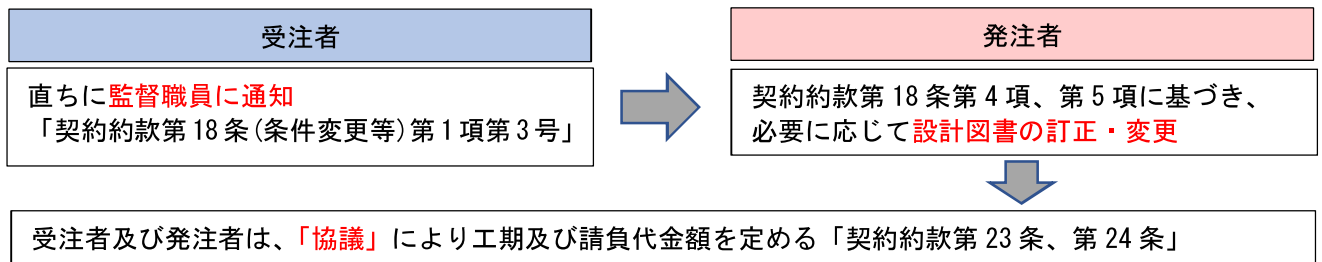


地下水位がわからないので排水処理対策ができません。



発注者

地下水位が記載されている資料がないか確認します。資料がない場合は、地下水位の調査費用を追加します。



(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

変更事例

現場の地下水位が高いため、掘削にあたり釜場排水による水替えポンプを計上していたが、予想以上に湧き水が多く、ウェルポイント工法を追加した。

受注者

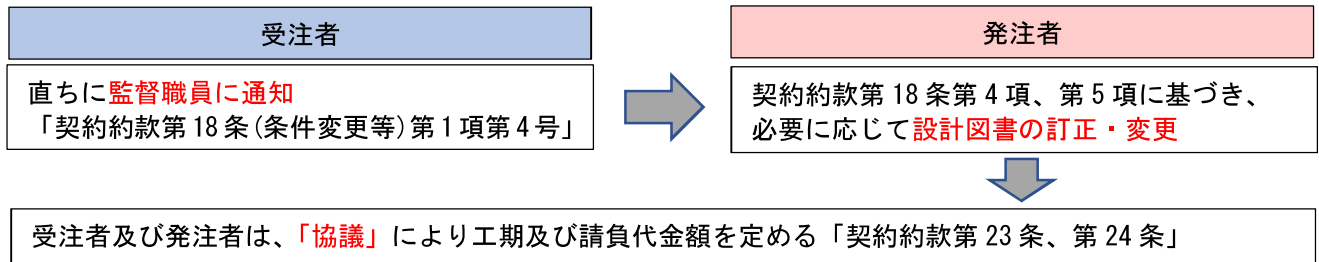


現場の土質条件からみて、ウェルポイント工法が適しています。

ウェルポイント工法を設計変更により追加します。ただし、ウェルポイントの追加に伴って水替えポンプの台数を減らす場合は、設計変更により減じます。



発注者



(4) 工事中止の場合の手続き

変更事例

道路の路盤掘削にあたり埋設物調査はしていたが、現地を掘削したところ予期していない埋設物が発見され、管理者の確認や埋設物への対応など、工事再開まで時間を要することから工事の中止を行った。

受注者

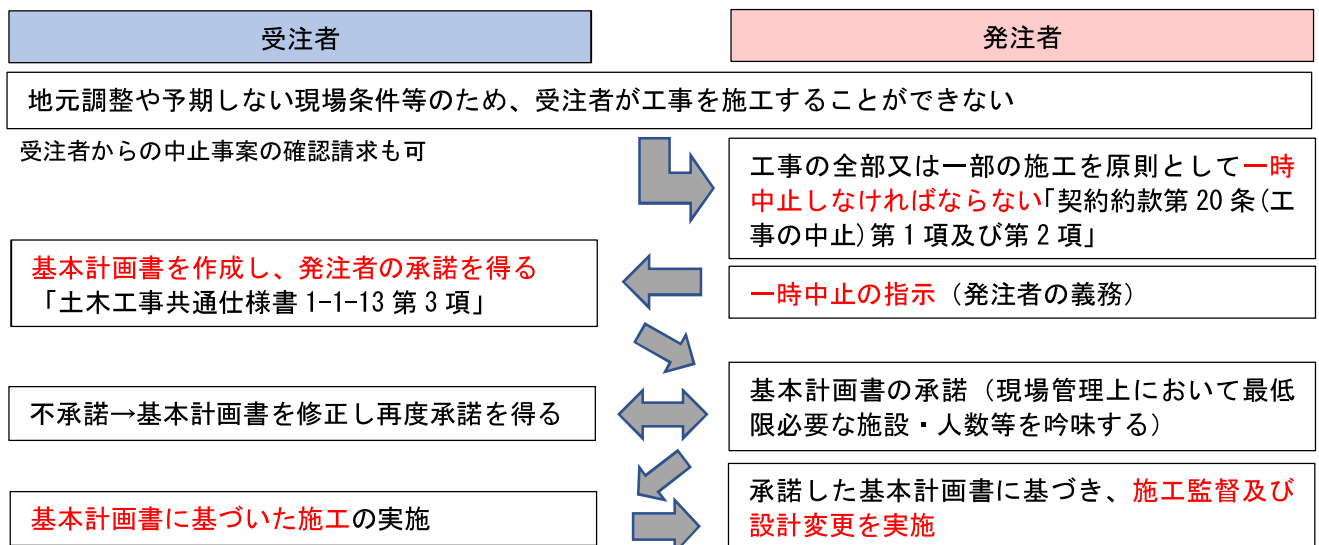


早急に埋設物管理者と打合せし、その対応方法を確認します。中止期間中も安全管理をお願いします。

埋設物に考慮した施工方法などが無いか考えておきます。中止期間中も現場の安全管理は徹底します。



発注者



(5) 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

変更事例

準備工における現地測量の結果、縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となったことから、その作成費用にかかる設計変更を行った。

受注者



設計変更に関わる資料を作成したので提出します。

設計図書の訂正を行った資料を提出してください。作成費用は設計変更の対象とします。



発注者

(注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。詳細については、「設計図書の照査ガイドライン」を参照。

(6) 受注者からの請求による工期の延長

変更事例

降雨が長引くなどの天候不良により、河川の出水期間が延びたことから護岸基礎の施工ができず、当初工期内で完了できないため、工期延長を行った。

受注者

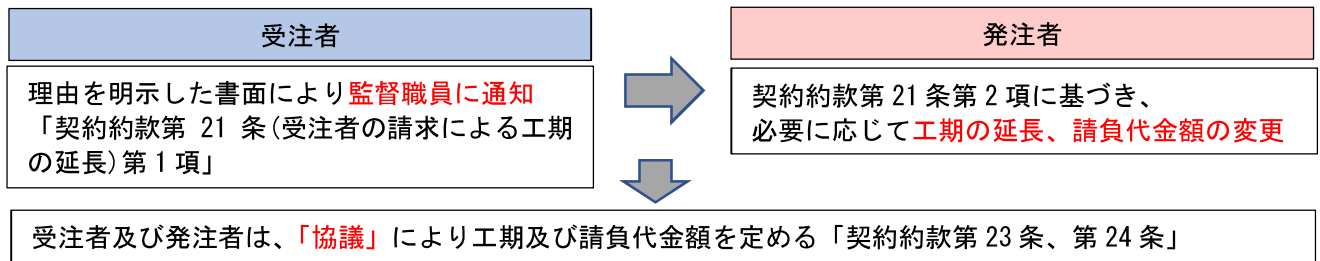


当初工期内で完了できるか工程を精査したが、物理的に不可能であるため工期を延長してほしい。

施工できない状況であるか客観的にもわかる資料を提出してください。例えば、水位観測記録、天気調査記録、写真記録など。



発注者



(7) 発注者の請求による工期の短縮

変更事例

工事一時中止により2か月の工期延期になるところ、供用日が決まっているため、工期延期を1か月とし、1か月間の工期短縮するための施工を指示した。

受注者

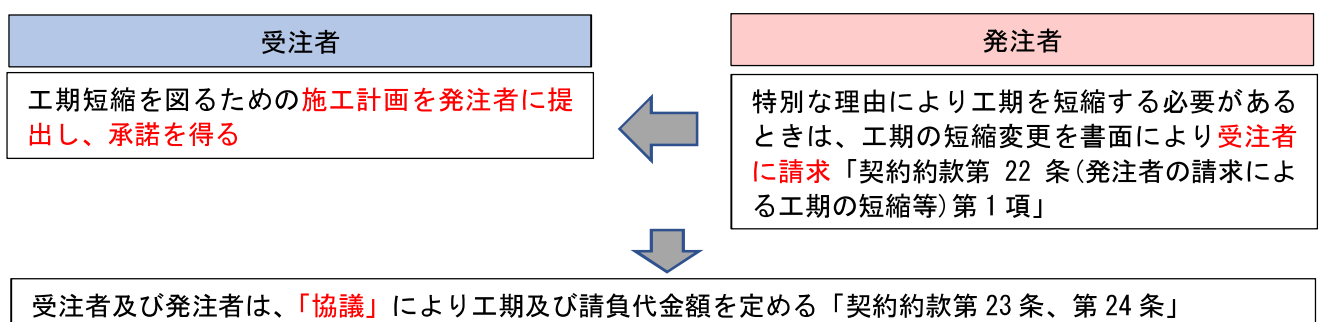


工期短縮できるよう作業員を増員したり、夜間施工で対応したいが、それに伴う費用を追加してほしい。

供用日が決まっているので、工期を1か月短縮できるように施工してください。



発注者



○設計変更が不可能なケース

『災害時等緊急の場合はこの限りでない。(契約約款第 26 条 臨機の措置)』

- ・設計図書に条件明示のない事項において、発注者との「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- ・発注者との「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- ・受注者自らの都合により施工方法等について「承諾」で施工した場合
※承諾とは受注者が自らの都合による施工方法等について監督職員に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致・条件明示の無い事項等の場合は契約約款第 18 条による協議をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。
- ・工事請負契約標準約款及び土木工事共通仕様書（青森県県土整備部制定）に定められている所定の手続きを経ていない場合（契約約款第 18 条～24 条、共通仕様書 1-1-13～1-1-15）
- ・正式な書面（工事打合せ簿）によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合

変更不可事例

◎コンクリート二次製品の使用承諾による設計数量変更の場合

受注者



設計図書に記載の標準品とは異なる寸法（性能は同等）の製品を使用したいが、それに伴い道路の舗装面積が増えた分を増工分として変更してもらえるのか。

変更できません。材料承認において監督職員の承諾を得て施工することになり、舗装面積の増分も想定されているためです。



発注者

◎仮設計画変更の場合

受注者



工用仮設道路として使用している通路が軟弱地盤であったことから敷鉄板を設置したが、これにかかる費用を変更してもらえるのか。

変更できません。発注者との「協議」を行わずに受注者の判断で施工してしまったからです。また、「協議」があった場合でも敷鉄板の必要性が認められる根拠がなければ変更できません。



発注者

◎施工方法変更の場合

受注者



早期完成を図るため 2 班体制で施工しているが、交通整理員が増えた分の費用を変更してもらえるのか。

変更できません。設定した工期に問題がない限り、受注者の都合によるものだからです。



発注者

◎施工方法変更の場合－2

受注者



道路の路盤完了後、工用通路として使用するため既設道路との取付舗装を行ったが変更してもらえるのか。

変更できません。受注者の都合によるものであり、任意施工の範囲であるからです。



発注者

◎施工方法変更の場合ー3

受注者



積算ではバックホウ（ロングアーム）の掘削となっているが、現場はクラムシェルで施工したいと考えている。変更してもらえるのか。



発注者

変更できません。受注者の都合によるものであり、受注者の裁量の範囲であるからです。

◎出来形が規格値内である場合

受注者



側溝の出来形寸法において部分的に増減がある場合、変更してもらえるのか。



発注者

側溝の出来形寸法が「出来形管理基準及び規格値（青森県県土整備部）に照らし合わせて規格値内である場合は変更できません。その他の工種においても規格値内である場合は変更できません。

設計変更のポイント

設計変更事由の発生



受注者 ⇒ 発注者へ書面により通知
発注者（監督職員） ⇒ 変更内容及び変更金額が妥当であるか判断すると共に上司の確認を取る



受注者及び発注者はその都度、変更内容の概算金額が記載された工事打合せ簿（協議・指示）をとりかわす（※記載方法は概要版 P.2 を参照）



工事打合せ簿の変更内容に基づき、現場を施工